

No.43

法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項及び第 2 項（第 11 条第 2 項で準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要	土地の掘削許可（温泉ゆう出路の増掘及び動力装置の許可を含む。）の取消及び公益上必要な措置命令
法 令 の 定 め	<p>（許可の取消し等）</p> <p>第 9 条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第 3 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第 3 条第 1 項の許可に係る掘削が第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 第 3 条第 1 項の許可を受けた者が第 4 条第 1 項第 4 号又は第 6 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 第 3 条第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>四 第 3 条第 1 項の許可を受けた者が第 4 条第 3 項（第 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、第 3 条第 1 項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第 4 条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。</p> <p>二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>三 前 2 号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>五 申請者が第 9 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により前条第 1 項の許可を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>六 申請者が法人である場合において、その役員が前 2 号のいずれかに該当する</p>

	<p>者であるとき。</p> <p>(審議会その他の合議制の機関への諮問)</p> <p>第32条 都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項(第11条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)、第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第11条第1項又は第12条第1項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(聴聞の特例)</p> <p>第33条 都道府県知事は、第9条第2項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第14条の9第2項又は第31条第2項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2 第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第14条の9又は第31条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>
処 分 基 準	法令の定めによる。
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

No.44

法令名	温泉法（昭和23年法律第125号）
根拠条項	第10条（第11条第2項で準用する場合を含む。）
処分の概要	原状回復命令
法令の定め	（原状回復命令） 第10条 都道府県知事は、第3条第1項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けずに温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。
処分基準	法令の定めによる。
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.45

法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根 拠 条 項	第 12 条第 1 項
処 分 の 概 要	温泉の採取制限命令
法 令 の 定 め	<p>（温泉の採取の制限に関する命令）</p> <p>第 12 条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して、前項の命令をするとき、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。</p> <p>（審議会その他の合議制の機関への諮問）</p> <p>第 32 条 都道府県知事は、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項（第 11 条第 1 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 9 条（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>（聴聞の特例）</p> <p>第 33 条 都道府県知事は、第 9 条第 2 項（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 12 条第 1 項、第 14 条の 9 第 2 項又は第 31 条第 2 項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>2 第 9 条（第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、第 12 条第 1 項、第 14 条の 9 又は第 31 条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>
処 分 基 準	法令の定めによる。
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5260）
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.46

法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根 拠 条 項	第 14 条第 1 項
処 分 の 概 要	温泉のゆう出目的以外の土地掘削者に対する措置命令
法 令 の 定 め	<p>（他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令）</p> <p>第 14 条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。</p>
処 分 基 準	処分は、個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.47

法令名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根拠条項	第 14 条の 9 第 1 項及び第 2 項
処分の概要	温泉の採取の許可の取消し及び可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置の命令
法令の定め	<p>（許可の取消し等）</p> <p>第 14 条の 9 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第 14 条の 2 第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第 14 条の 2 第 1 項の許可に係る温泉の採取が同条第 2 項第 1 号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が同条第 2 項第 2 号又は第 4 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>四 第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者が同条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項（第 14 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者に対して、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>（温泉の採取の許可）</p> <p>第 14 条の 2 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第 14 条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。</p> <p>二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>三 申請者が第 14 条の 9 第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者で</p>

	<p>あるとき。</p> <p>四 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止上」と読み替えるものとする。</p>
処 分 基 準	法令の定めによる。
処 分 担 当 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5260） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問 い 合 わ せ 先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.48

法令名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根拠条項	第 14 条の 10
処分の概要	可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときの措置の命令等
法令の定め	（緊急措置命令等） 第 14 条の 10 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行う者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。
処分基準	処分は、個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5260） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5260）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.49

法令名	温泉法（昭和23年法律第125号）
根拠条項	第18条第5項
処分の概要	温泉利用施設の掲示内容変更命令
法令の定め	<p>（温泉の成分等の掲示）</p> <p>第18条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。</p> <p>一 温泉の成分</p> <p>二 禁忌症</p> <p>三 入浴又は飲用上の注意</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定による掲示は、次条第1項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。</p> <p>3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して30日以内に、当該結果に基づき、第1項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。</p> <p>4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第1項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	<p>処分は、個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。</p> <p>次の通知を参考とする。</p> <p>温泉利用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉の利用基準について （昭和50年8月1日薬務第2310号北海道衛生部長通知） （昭和50年7月12日環自企第424号環境庁自然保護局長通知） ・温泉利用基準の一部改正について （昭和61年9月17日薬務第809号北海道衛生部長通知）

	<p>(昭和61年7月14日環自施第244号環境庁自然保護局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用基準の一部改正について <p>(平成元年12月15日薬務第655号北海道保健環境部長通知)</p> <p>(平成元年12月6日環自施第438号環境庁自然保護局長通知)</p> <p>なお、本基準は、硫化水素含有泉を中心に、1ヶ月程度温泉地に滞在する温泉利用者を対象に設定されたものであるが、これ以外の場合にあっても、その利用実態等に応じて本基準を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準について <p>(平成18年3月13日医薬第1564号北海道保健福祉部長通知)</p> <p>(平成18年2月27日環自総発第060227001号環境省自然環境整備担当参事官通知)</p>
処分担当課	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課</p> <p>(電話番号：011-204-5260)</p>
問い合わせ先	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ</p> <p>(電話番号：011-204-5260)</p>
備考	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</p>

No.51

法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根 拠 条 項	第 30 条
処 分 の 概 要	指定地域内における温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示
法 令 の 定 め	<p>（改善の指示）</p> <p>第 30 条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>（温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示）</p> <p>第 21 条 法第 30 条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。</p>
処 分 基 準	<p>処分は、個々の事例について個別具体的に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。</p> <p>次の通知を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉地計画の策定について <p>（昭和 28 年 10 月 28 日国発第 190 号厚生大臣官房国立公園部長通知）</p>
処 分 担 当 課	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課</p> <p style="text-align: right;">（電話番号：011-204-5260）</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ</p> <p style="text-align: right;">（電話番号：011-204-5260）</p>
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm

No.52

法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
根 拠 条 項	第 31 条第 1 項及び第 2 項
処 分 の 概 要	温泉利用許可の取消、温泉利用制限命令及び危害予防措置命令
法 令 の 定 め	<p>（許可の取消し等）</p> <p>第 31 条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第 15 条第 1 項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 公衆衛生上必要があると認めるとき。</p> <p>二 第 15 条第 1 項の許可を受けた者が同条第 2 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 第 15 条第 1 項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>四 第 15 条第 1 項の許可を受けた者が同条第 4 項において準用する第 4 条第 3 項の規定により付された許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>（温泉の利用の許可）</p> <p>第 15 条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>二 第 31 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第 1 項の許可をしないことができる。</p> <p>4 第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の許可について準用する。この場合において、同条第 3 項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。</p>
処 分 基 準	法令の定めによる他、次の通知による。

	<p>温泉利用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉の利用基準について (昭和50年8月1日薬務第2310号北海道衛生部長通知) (昭和50年7月12日環自企第424号環境庁自然保護局長通知) ・温泉利用基準の一部改正について (昭和61年9月17日薬務第809号北海道衛生部長通知) (昭和61年7月14日環自施第244号環境庁自然保護局長通知) ・温泉利用基準の一部改正について (平成元年12月15日薬務第655号北海道保健環境部長通知) (平成元年12月6日環自施第438号環境庁自然保護局長通知) <p>なお、本基準は、硫化水素含有泉を中心に、1ヶ月程度温泉地に滞在する温泉利用者を対象に設定されたものであるが、これ以外の場合にあっても、その利用実態等に応じて本基準を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準について (平成18年3月13日医薬第1564号北海道保健福祉部長通知) (平成18年2月27日環自総発第060227001号環境省自然環境整備担当参事官通知) ・温泉利用基準（飲用利用基準）の一部改正について (平成20年4月17日医薬第163号北海道保健福祉部保健医療局医務薬務課長通知) (平成19年10月1日環時総発第071001002号環境省自然保護局長通知)
<p>処分担当課</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5260） 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)</p>
<p>備考</p>	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-2.htm</p>